

## 客引きの禁止

風営法第二十二條

風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該営業に関し客引きをすること。
- 二 当該営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

客引きとは、**相手方を特定して営業所の客になるよう勧誘すること**  
(解釈運用基準16-8(1))

・客引きを目的として通行人の前に立ちふさがったり、つきまとうたりすることは、客引きの準備行為として違反となります。

・「客引き」及び「客引き類似行為」の営業停止はB量定、40日以上6月以下、基準期間3月に該当します。

141

## 問い

遊技料金の設定と表示について、風営法に違反する恐れがあるケースを選んでください。  
但し消費税は「8%」と仮定します。

- ① 1玉の価格を税込みで**4円32銭**に設定すること
- ② 1玉の価格を税込みで**0.5円**に設定すること
- ③ 「**24玉100円**」と「**1玉4.17円**」の二種類の表示を併記すること
- ④ 「ぱちんこ遊技機では1玉あたり税込み**4円32銭**とし、  
「回胴式遊技機では1枚あたり税込み**20円**」とする設定を  
同一店舗内で同時に行うこと

142

## 遊技料金の上限

(遊技料金等の規制)

**第十九条** 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

143

## H26.3.31までの遊技料金規制

規則35条1項二号

ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。

- イ ぱちんこ遊技機 → 玉一個につき**四円**
- ロ 回胴式遊技機 → 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき**四円**
  - (2) メダルを使用する遊技機 メダラー一枚につき**二十円**

遊技料金=税抜き金額

144

## H26.4.1からの遊技料金規制

規則35条1項二号

ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める**金額に当該金額消費税等を加えた金額**を超えないこと。

- イ ぱちんこ遊技機 → 玉一個につき**四円**
- ロ 回胴式遊技機 → 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 玉を使用する遊技機 玉一個につき**四円**
  - (2) メダルを使用する遊技機 メダラー一枚につき**二十円**

遊技料金=税込み金額

145

## 問い

風営法に違反する賞品提供方法はどれでしょう。  
(2014.4.1以降の場合)

- ① 特別に安く仕入れたカーネーションを母の日限定で低額で賞品として客に提供する。
- ② 100玉ごとにお菓子一袋分入れ放題。
- ③ 50玉ごとに楽曲1曲を選ばせて携帯端末にダウンロードさせる。
- ④ 税込みの小売価格が10260円の電気ヒゲソリを賞品として提供する。

146

## 等価交換の原則

風営法施行規則第35条2項

一号 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。

イ ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの

→ 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品

147

## 賞品の提供方法 等価の物品の提供義務

風営法では、パチンコ店が客に提供する賞品について、遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と

### 等価の賞品

であることが義務付けられています。



射幸心を刺激しすぎないよう価格を抑制する必要があるからです。

148

## 等価とは

賞し玉が一玉につき税込み4円だった場合に、客が遊技で得た玉の数が1000玉であったとしたら、店は

$$4(\text{税込み}) \times 1000\text{玉} = 4000(\text{税込み})$$



税込み価格で4000円相当の価格の賞品を提供しなければならないということです。



◎閉店時や遊技機故障の際などに玉保証をするケースがあるようですが、遊技結果に対応していない賞品提供となり、違法と解釈される場合がありますのでご注意ください。

149

## 提供できる賞品の価格

### H26.3.31までの 賞品価格の最高限度

射幸心を抑制するため、客に提供できる賞品の価格について、

法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、一万円を超えないこととする。

と定められています。(法19条、規則35条3項)



税込みで

¥10,000 はOK

¥10,001 はダメ

150

## 提供できる賞品の価格

### H26.4.1からの 賞品価格の最高限度

射幸心を抑制するため、客に提供できる賞品の価格について、

法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の価格の最高限度に関する基準は、九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこととする。(法19条、規則35条3項)



税抜きで

¥9,600 ならOK

¥9,601 はダメ

151

## 賞品価格は市場価格

◎賞品の価格は一般小売店における日常的な販売価格を意味します。「等価の物品」とは、同等の市場価格を有する物品を言う。市場価格とは、一般の小売店(いわゆるディスカウントストアを含む)における日常的な販売価格をいい、特別な割引価格はこれに該当しない。(解釈運用基準 第16-6)



・市場価格には値幅があり、その価格が適正な市場価格であるかどうか客観的にわかりにくいので、一般の市場価格よりも安すぎると、行政から疑われるおそれがあります。

・場合によっては、市場価格の裏づけとなる資料を保存しておくことも重要でしょう。



152

## 問い

明らかに**賞品の取り揃え義務違反**に問われるのはどの  
場合ですか？

- ①賞品の品目数が4品目である
- ②設置台数が500台で賞品の種類が490種類である
- ③設置台数が180台で賞品の種類が190種類である
- ④10円から1千円までの低価格帯の賞品のみを多数取り揃えている

153

## 風営法の賞品取り揃え義務

(遊技料金等の規制)

風営法第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、**国家公安委員会規則**で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

(遊技料金等の基準)

国家公安委員会規則第三十五条第二項第二号

前号イに掲げる営業(ばちんこ屋営業のこと)において提供する物品は、**客の多様な要望を満たすことができるよう、客が一般に日常生活の用に供すると考えられる物品のうちから、できる限り多くの種類のものを取りそろえておくこと。**

154

## 取り揃え義務とは

客の多様な要望を満たすことができるよう、日常生活品の中からできる限り**多くの種類のもの**を取り揃えておくことが義務付けられています。

※1 提供できる賞品は「**物品**」に限ります。

サービスやデジタルコンテンツ等は市場価格を把握しにくいので、等価交換の原則にあわないからです。

※2 種類のほか、価格についても小額のものから**1万円程度**にいたるものまで、様々な価格の物品をバランスよく取り揃える必要があります。

具体的にどの程度の種類を取り揃えるべきかについて**法令上の基準はありません**が、パチンコ業界団体では一定の基準を取り決めており、行政もこれをもって適正であると判断しています。

155

## 賞品の取り揃えの充実に関する決議① (H18.12.18)

営業所に陳列されている賞品の

- ・種類数について**200種類に満たない状態**
- ・品目について**4品目に満たない状態**
- ・価格について**1千円以下の物品しか置かれていない状態**

のいずれかに該当する営業所については、その営業実態の如何にかかわらず、**風営法が定める賞品の取りそろえの義務に明らかに違反していると考えられる**

156

## 賞品の取り揃えの充実に関する決議 (H18.12.18)

賞品の種類数は**500種類以上**(設置台数が500台を超える営業所の場合、その台数と同じ数の種類以上)、品目は**5品目以上**を陳列する。

「品目」とは

「家庭用品」「衣料品」「食料品」「教養娯楽用品」

「嗜好品」「身の回り品」「その他」

と一般的に分類されています。



157

## 業界自主規制

パチンコ業界では現在のところ、賞品の提供方法について、さらに以下のような自主規制を行っています。

・賞品は現物を実際に陳列することを原則とするが、現物の代わりに写真やパネル等を陳列する場合でも少なくとも**200品目以上**は現物を陳列する。

・全品目の半数を超えない品目数について**カタログ方式**で提供することができる。

・**カタログ販売**の場合には、賞品の送付先は客の自宅に限定する。(さらにつづく)



158


### その他の自主規制

・お客様に後日、手交せざるを得ない場合には・・・賞品がそのお客様本人のみにしか提供できない仕組みを確立するものとし、事業者がそのお客様について賞品となる物品を取り寄せ注である旨の記録をつけておくと同時に、そのお客様が賞品を受け取るために再来店した際には、賞品の手交を受けるべきお客様本人であることを写真付きの身分証明書又は健康保険の被保険者証で必ず確認することとする。

この場合において、特定賞品との交換券等をお客様に交付することは、それが風営法第23条第1項第1号の「有価証券」や同項第4号の「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面」に該当するおそれがあることから、絶対に行わないこととする。

・特定の賞品と交換するための交換券を交付しないこと。

(いずれも、有価証券のように流通して使用されてしまうことを防止する趣旨と思われます)





159

### 現金又は有価証券の提供禁止

風営法第23条第1項第1号では、パチンコ事業者が「現金又は有価証券を賞品として提供すること。」を禁止しています。


・現金や有価証券を提供してしまうと射幸心を著しくそることとなり、刑法で禁止されている「賭博営業」となる可能性が高くなるからです。

160

### 問い

・有価証券にあたる身近なもの  
どんなものがありますか？





161

### 有価証券

有価証券の意味についてわかりやすく説明しますと、  
**<それを持っている人が一定の財物やサービスを受けられることを示す文書>**  
 のことです。

次のものは有価証券にあたると考えられていますので、賞品として提供することはできません。


- ・商品券、ギフト券、クーポン券等
- ・乗車券、航空券
- ・図書券、図書カード
- ・遊園地、映画館等の入場券
- ・たからくじ
- ・テレホンカード

162

### 問い

遊技を終えたお客様が、計数機で玉数を数えた直後、気分が悪くなってトイレへ行き、その後で「レシートを紛失してしまった」と店員に泣きついてきました。




このお客様はまじめそうな常連客で、おおよその獲得玉数はホールで把握できます。

このような場合に、店長としてどのように対応しますか？


163

### 遊技球の保管証明書の発行禁止

風営法では、パチンコ事業者が「遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。」を禁止しています。(第23条第1項第4号)



保管証明書が有価証券のような流通性を持ってしまうと、客の射幸心をあおる結果につながることを恐れての規制だと思われます。



164

## 問い

パチンコ店の営業方法の中で不適切なものを選んでください。

- ① 偽ブランドの賞品を偽ブランド品としての価格設定で提供している
- ② パチンコ店の外にあるラーメン屋で玉、メダルと交換させている
- ③ 店内でカレーライスの提供を受けるための食券(当日限り)を賞品として提供している
- ④ 貯玉の保管手数料として100玉あたり2円を現金で徴収している。

165

## 偽ブランド等の提供の危険性

**偽ブランド品**を提供することは**商標法**又は**不正競争防止法**などに違反するおそれがあります。

実際に偽ブランド品を仕入れたパチンコ店が商標法違反で立件された事例があります。

もし偽ブランドではない**本物のブランド品**であるなら、市場価格が1万円を超えてしまわないよう注意が必要です。

ブランド品を提供する際には、知的財産権等を侵害する物品でないかどうかチェックすることも重要です。



166

## 玉、メダル等の持ち出しの禁止

風営法では、パチンコ業者が「遊技の用に供する玉、メダルを客に営業所外に持ち出させること。」を禁止しています。(第23条第1項第3号)



これも保管証明と同様で、玉やメダルが店外で流通してしまうことを防止するための規制だと思われます。



167

## 賞品提供における注意 貯玉システム

貯玉数量をパチンコ店が管理している場合に、客の会員カード等に貯玉数量等のデータを記録していないのであれば違反になりません。



警察庁解釈基準によれば、

「営業所ごとの会員カードを利用して当該営業所内のコンピュータ等において当該会員等が獲得した遊技球等の数量を管理する場合において、当該数量を当該カードにおいて電磁的方法その他方法により記録することをしないものは、法第23条第1項第4号にいう書面にはあたらない扱いとする」

とあり、貯玉の数量をカードに記録していなければ、違法にならない取扱いとなっています。



168

## 問い

ホールと買取所の不適切な関係がうかがえるケースを選んでください。

- ①ホールと買取所が合同で消防避難訓練を行っている。
- ②買取所の窓口にホールの広告ポスターが貼られている。
- ③遊技客がパチンコ店の敷地から出ないで直接買取所にたどりつける。
- ④ホールが発行したレシートを添えなければ買い取りに応じない。

169

## 買取関与の規制

風営法では、「客に提供した賞品を**買取ること**。」が禁止されています。

賞品の買取りを認めることは、実質的には現金を提供することと同じ結果になるからです。

第二十三条 第二条第一項第七号の営業(ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。)を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (省略)
- 二 **客に提供した賞品を買い取ること。**
- 三 (以下省略)



170

## 賞品買取に関与することの禁止

条例によっては、**<第三者が行う賞品買い取り行為>**に関与することも禁止されていることがあります。

「この景品はどこで換金すればいいですか？」



と質問された際に従業員が、

「あそこで換金できます。」

と客に説明することは、パチンコ店が**<賞品の買取>**に関与していることがうかがわれることとなります。

この点については慎重に対応しましょう。



171

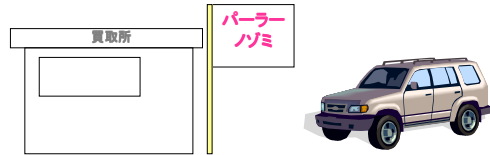
## 買取所とホールとの区別に注意

買取所がパチンコ営業所の店内や、パチンコ営業所と密接な位置(たとえば**同一建物**や**同一フロア内**など)にある場合には、**<関与をうかがわせる>**可能性がありますので注意が必要です。

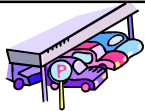
パチンコ店の**駐車場**に買取所がある

買取所がパチンコ店の**宣伝**に関係しているように見える

こういう状況は、買取りへの関与をうかがわせてしまいます。



172



## 行政の姿勢



行政は、**特殊景品**の割合を減らすために**賞品の取り揃え**を充実させたり、**賞品買取所**(いわゆる換金所)をパチンコ店の**近く**に設置させない、などといった様々な指導を行うことがあります。

パチンコ店にとって賞品買取所は**法律上は直接関係の無い存在**であるはずですから、**同一建物内**や**同一駐車場内**に設置されるようなことは大きなリスクとして把握しておくべき場合があります。

いずれにせよ、賞品買取の問題はとて微妙な難しい要素を含んでいますので、常に**行政の動向**に注意を払い、慎重に判断する必要があります。

173

## 問い



ホールが法令に違反するのはどのケースですか？

- ① 業務終了後、店内で慰労会を開催。皆で缶ビールを飲んだ。その中には19歳の社員もいた。
- ② 泥酔している客が入店しようとするのを店員が黙認した。
- ③ 賞品としてよく冷えた缶ビールを客に提供した。
- ④ 18歳の客にライターと灰皿を販売した。
- ⑤ 職場における喫煙場所が指定されていない

174

## 20歳未満の者への酒タバコの提供の禁止

**未成年者飲酒禁止法**では、一般の営業者は、**未成年者が飲酒することを知りながら酒類**を提供してはならないことになっています。

・未成年者飲酒禁止法 第1条第3号 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満20年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス



**風営法**はもっと厳しく、**未成年者が飲酒するかどうかに関わりなく**、風俗営業者が**20歳未満の者に酒又はタバコ**を提供することを禁止しています。

賞品として酒やタバコを提供する場合には、**<明らかに未成年ではない>**と見える場合を除き、年齢確認をすべきであると考えられています。

・風営法第22条第6号 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。  
六 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

175

## 条例による飲酒の規制

ほとんどの都道府県では、年齢に関係なく

**<営業所において客に飲酒させてはならない>**

という条例による定めがあります。



コップについだビールや、冷えた缶ビールなどは、その場で飲むことをそそのかしているとも見えますので、誤解を受けないよう、冷やしていないビール等を提供するなどの配慮が必要です。

酒類を一切提供してはならないという条例のある県もあります。(群馬・熊本)



176



## 飲酒を禁止する表示

条例によって、パチンコ店が客に飲酒させることができないので、営業所内で客が飲酒をしていた場合には、店は飲酒をやめさせなければなりません。

しかし店員が客に対して、「飲酒をおやめください」と声をかえても無視されてしまうことがありますし、もうすでに飲み始めている客から「飲酒がダメだとどこに書いてあるんだ？」と店側の責任を問うようなことを言われることもあります。

ですので、パチンコ店にとって、入り口付近や店内に「店内での飲酒はできません」などの表示をしたり、店内アナウンスで飲酒禁止の旨を定期的に放送するなどの対応には意味があります。



177



## 未成年者喫煙禁止法



- 第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモトス
- 第五条 満二十年ニ至ラザル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス
- 第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

喫煙に使用されるライターや灰皿は「器具」に該当すると考えられます。

178

## 受動喫煙防止措置

### ◎健康増進法第二十五条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

◎厚生労働省健康局長 平成22年2月25日通知  
受動喫煙防止措置の具体的方法

### (1)施設・区域における受動喫煙防止対策

多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。



179

## 職場における喫煙対策



### ◎労働安全衛生法第71条の2(事業者の講ずる措置)

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

- 1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置 2,3省略
- 4 前3号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

### ◎事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針(労働省告示第59号)

空気環境におけるタバコの煙や臭いについて、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理することとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。

180



## 各種条例による喫煙規制



たばこに対する規制は年々強まっています。

たとえば神奈川県では「公共的施設における受動喫煙防止条例」が2010年4月1日から施行されますが、現在のところパチンコ店は除外対象となっているものの、将来的には適用対象施設として検討課題となっており、今後このような動きが活発化する可能性があります。

都道府県によって様々な規制がありえること、今後は規制がより厳しくなりうるということをご理解ください。

181

## 問い



営業時間の規制はいろいろありますが、実際には存在しない場合を選んでください。

- ① 営業所が所在する用途地域によって営業できる時間帯が異なることがある
- ② 毎日、日の出から夜0時まで営業できる都道府県がある
- ③ 特定の日に限って夜間も休まず営業できる場合がある
- ④ 特例風俗営業者に限って午前1時まで営業できる場合がある

182

## 問い(こたえ)

営業時間の規制はいろいろありますが、実際には存在しない場合を選んでください。



- ① 営業所が所在する用途地域によって営業できる時間帯が異なることがある(青森、岩手、宮城、福島、福井)
- ② 毎日、日の出から夜0時まで営業できる都道府県がある(鳥取、島根、山口、愛媛、高知)
- ③ 特定の日に限って夜間も休まず営業できる場合がある(三重県)
- ④ 特例風俗営業者に限って午前1時まで営業できる場合がある(実在しない)

183

## 風営法による営業時間制限

(営業時間の制限)

第十三条

1 風俗営業者は、**午前零時**(都道府県が**習俗的行事その他の特別な事情のある日**として条例で定める日)にあつては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は**午前零時以後**において**当該条例で定める時**、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り**午前一時**から**日出時**までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

184



## 営業時間の規制



風営法(法律)は**原則として<午前零時から日出時>**までの時間帯は風俗営業を行うことを禁止しています。

つまり、**日の出から午前零時**までの時間は風俗営業を行えるという意味になります。

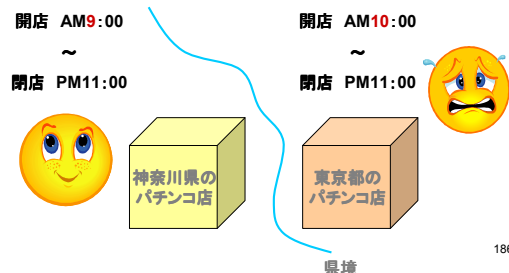


しかし、風営法は一定の範囲の中で、都道府県が条例において、より厳しい、またはゆるい営業時間制限を設けることを認めています。

185

## 都道府県による営業時間の違い

パチンコ店の営業可能時間は、**各都道府県の条例**によって異なります。たとえば、こういうことです。



186

## 風営法施行条例による規制

**各都道府県条例**では、その地域の事情に合わせた様々な規制がありますが、ある地域の条例で規制されている行為は、**他の地域においても好ましくない行為**であると考えておくべきでしょう。

ですので、たとえそのような規制を受けていない都道府県であっても、他の都道府県条例による規制を知っておくことには意味があります。



187

## 法律 と 条例

**法律**は

**国会**の議決でつくられ、その効力は**日本全国**に及びます。



**条例**は

**都道府県**または**市区町村**の議会の議決でつくられ、その効力はその都道府県または市区町村にしか及びません。



風営法は、風俗営業者に対する規制の**<ある部分(場所の基準や営業時間など)>**について、一定の範囲で、**各都道府県**が**条例**で定められることにしています。

188



## 問い

本当にある 条例の規制はどれ？

- ① 包装されていない菓子類の提供の禁止
- ② 競技会の禁止
- ③ 従業員の負担で特殊な容装をさせることの禁止
- ④ 従業員に売上競争をさせることの禁止
- ⑤ 就寝用の設備を設置することの禁止
- ⑥ ショウを行うことの禁止

189

## 競技会等の禁止

パチンコ店での競技会等を禁止している都道府県がありますが、賭博行為のためのたまり場になることを予防する目的ではないかと思われます。

(岐阜県)

賭け麻雀や野球賭博など、パチンコ店の営業に関係の無い遊技を客が勝手に営業所で行っていた場合には、これをやめさせなければならないということです。

無料で行うパチンコ大会なども、この規定に抵触するおそれがありますので、実施前によくご確認ください。



190

## 一定の賞品の提供禁止

以下の物品の提供の禁止(鳥取県、島根県、愛媛県、高知県等)

- ① 性的好奇心をそそる、又は不健全な内容の写真、ビデオ、等
- ② 短期間で腐敗し、変質するおそれのある物品
- ③ 包装されていない菓子類
- ④ 刃物類その他他人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れのある物品
- ⑤ 医薬品
- ⑥ 条例施行規則で定める物品以外の物品

都道府県によっていろいろですが、このような物品は、いずれにせよ慎重な取り扱いが望まれます。

191

## 客の宿泊、仮眠、寝具提供、ショウ等の禁止

営業時間が過ぎれば、客には営業所から立ち退いてもらわなければなりません。

常連の客だからといって便宜を図って宿泊させるなどすると、この規制に抵触する地域があります。(多くの都道府県で規制あり)

仮眠施設を設置することを規制している場合もあります。



「ショウ」を行うことを禁止している地域もあります。

ディナーショーや手品ショー、ダンスショーなど、「ショー」という字がつきそうな見世物のことではないかと思われます。

芸能タレントを招いてのイベントなども規制の対象になりえます。

(北海道、茨城県、栃木県、静岡県)



192

## 従業員に対し不当な負担をかけることの禁止

＜不当な負担＞の内容はいろいろ考えられますが、法律に違反する行為をさせたり、労働契約上の義務の無いことをさせることなどだと思われます。

都道府県によっては、「従業員の負担で特殊な容装をさせること」や「従業員に売上競争をさせること」を禁止しています。

以上見てきたもののほか、

＜賞品の提供方法を掲示する義務＞(静岡県、石川県、岐阜県等)



＜通行人に不安や迷惑を覚えさせる方法で呼び込み行為をすることの禁止＞

など珍しい規制がありますが、少なくとも、ご自身の営業所における都道府県条例の規制内容については、一度は目を通しておいてください。

193

## 東京都風営法施行条例

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- 三 法第十七条の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。
- 四 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
- 五 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。
- 六 営業所において、店舗型風俗特殊営業(略)、受付所営業(略)又は店舗型電話異性紹介営業(略)を営み、又は他の者に営ませないこと。
- 七 とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

2 法第二条第一項第七号及び第八号の営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 客相互の行う遊技の結果に対して賞品を提供しないこと。
- 二 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- 三 営業所(まあじゃん屋及び飲食店営業と法第二条第一項第八号の営業とを兼業している営業に係る営業所を除く。)において、客に飲酒をさせないこと。

194